

# 特集

## 第8回山口県ケアマネジメント 研究大会ダイジェスト

### ◆基調講演

「介護保険法改正・介護報酬改定の動向」

厚生労働省老健局振興課課長補佐

菊池芳久様

介護保険法の改正の概要について、医療と介護の連携の強化、介護人材の確保とサービスの質の向上、高齢者の住まいの整備、認知症対策の推進、保険者による主体的な取り組みの推進、保険料の上昇の緩和の六つのポイントについての説明がありました。そして、今回の介護保険法改正は、制度の基本理念を追求するために、地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが考え方の基本となっており、「地域ケア」ということについて詳しく説明がありました。その中の構成要素として、地域ケア（在宅ケアと施設ケアの二元論を超えて、両者を統合したケア）と、包括的ケア（介護ニーズだけでなく、様々なニーズに幅広く対応したケア）そして、継続的な地域ケア（利用者一人一人について様々な職種や人材が連携しながら、継続的にフォローアップする体制）、最後に地域を支える基盤（生活圏域において、様々なサービス拠点が連携

すること）が挙げられました。この四つの視点から、地域での生活を望み、何らかの支援を必要とするすべての人を支える普遍的な仕組みづくりが地域包括ケアであり、その中核を担うのが地域包括支援センターとまとめられました。

新たなサービスの概要について、定期巡回・随時対応サービスについては、介護・看護一体型と介護・看護連携型の事業形態があり、当初は連携型が多いと思われませんが、将来的には一体型になっていくだろうとの見解がありました。また、このサービスは要介護度別・月単位の定額報酬を基本とした報酬設定となっており、通所、短期入所系サービスを利用する場合は、日割計算となり、事業者の収入の安定化を図るために、包括払いとなります。また、ケアプランについても、ケアマネジャーと計画作成担当者（仮称）が共同でケアプランを立案することになるとのことでした。

その他、複合型サービス（小規模多機能プ  
ラス訪問看護）の創設及び人員基準等についての説明がありました。

訪問介護については、短時間区分の創設や、生活援助の時間区分等の見直し、自立支援型の訪問介護サービスの推進について説明がありました。

通所介護については、サービス提供時間区分の見直し、同一建物からの通所介護を利用する場合の送迎費用についての見直しについての説明がありました。

短期入所生活介護については、緊急短期入

所ネットワーク加算を廃止して、空床確保加算及び緊急受け入れ加算の創設についての説明がありました。

最後に、ケアマネに向けてという話があり、今回の改正では、ケアマネが、利用者の状況を見ながら、どのようなサービスがその人に合うのか、どのくらいサービス時間が必要なのかを適切にアセスメントしていくことが大切であるとしめくくられました。

### ◆シンポジウム

「法改正の動向を踏まえた医療・地域との連携のあり方について」

シンポジスト	
一般社団法人日本介護支援専門員協会	常任理事 柴口 里則様
NPO 法人広島県介護支援専門員協会	理事長 荒木 和美様
NPO 法人広島県介護支援専門員協会	理事長 日野 徹様
山口県介護支援専門員協会	会長 大久保千絵様
下関市介護支援専門員連絡協議会	副会長 辻中 浩司様
コーディネーター・助言者	
山口大学大学院医学系研究科	教授 山根 俊恵様
厚生労働省老健局振興課	課長補佐 菊池芳久様

最初に、五人のシンポジストより、それぞれの立場で取り組まれている活動の紹介がありました。お隣の広島県、島根県協会の活動内容や、山口県の活動内容、今回の開催地である下関市の介護支援専門員協会の取り組み状況について、シンポジストの方々が熱く語られました。